

# 長期無災害記録証の交付について

- 当部では、鉱業権者及び鉱山労働者の保安意識の高揚を図り、自主保安への取組をより推進することを目的として、長期にわたり無災害を達成した鉱山に対し、長期無災害記録証を交付しています。
- 平成22年7月に交付基準を作成し御案内して以来、現在までに次のとおり申請をいただき、記録証の交付を行いました。
- 記録証の交付には、鉱業権者又は鉱業代理人からの申請が必要です。貴鉱山における保安意識の高揚及び自主保安への取組の促進の一助として、是非御活用ください。

## 記録証交付鉱山

平成22年度	空知新炭鉱	150万時間	令和3年度	空知新炭鉱	300万時間
	北菱美唄炭鉱	100万時間	令和6年度	新士別鉱山	100万時間
	北見石灰鉱山	50万時間		北菱美唄炭鉱	200万時間
	東鹿越鉱山	50万時間			
平成25年度	空知新炭鉱	200万時間			
令和2年度	峯朗鉱山	300万時間			

### <申請の対象となる無災害実稼働時間の基準>

記録証に記載する無災害実稼働時間の基準は、鉱山の規模により次のとおり。

- 100人以上の鉱山労働者を使用する鉱山 100万時間の整数倍単位
- 100人未満の鉱山労働者を使用する鉱山 50万時間の整数倍単位

